

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第20条第3項	引取り、引渡し又は再資源化の実施のための勧告に係る措置命令	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第20条第3項に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。